を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　イからマまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　イからマまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イからマまでにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　イからマまでにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからマまでにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからマまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

（削る）

ビスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからマまでにより算定した単位数の1000分の75に相当する単位数

（新設）

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからマまでにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数

（新設）

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからマまでにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからマまでにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　イからマまでにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　イからマまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　イからマまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　イからマまでにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　イからマまでにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　イからマまでにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数

⑺　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　イからマまでにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数

⑻　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　イからマまでにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数

⑼　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　イからマまでにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数